

社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の嘱託職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「嘱託職員」とは、一定期間継続して社協に委嘱され、常時社協の業務に従事する次の者をいう。

- (1) 一般事務職員
- (2) 社会福祉士

(労働基準法等の関係)

第3条 嘱託職員の就業に関し、この規則その他の規程に定められていない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。)その他の法令の定めるところによる。

第2章 一般的義務

(職務専念義務)

第4条 嘱託職員は、職務の公共的使命を自覚し、その目的達成のため職務に専念しなければならない。

(誠実の義務)

第5条 嘱託職員は、この規定を順守し、職務上の命令及び指示に従い公正誠実にその職務を遂行しなければならない。

第3章 委嘱及び解嘱等

(委嘱)

第6条 嘱託職員は、会長が委嘱する。

(委嘱期間)

第7条 嘱託職員の委嘱期間は、1年以内とする。ただし、業務上必要があると認めるときは、1年以内の期限を定めて、これを更新することができる。

2 前項の委嘱期間の更新は、当該委嘱に係る嘱託職員が年齢65歳に達した日以降の3月31日までを限度とする。

3 会長は、委嘱期間を更新しようとするときは、1か月前に本人に通知するものとする。

(提出書類)

第8条 新たに嘱託職員となった者は、辞令の交付を受けた日から5日以内に、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めた者については、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 誓約書
- (3) その他会長が人事管理上必要と認める書類

(解嘱)

第9条 会長は、嘱託職員が次の各号の一に該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のとき。
- (2) 心身に著しい障がいがあるため、職務に堪えられないとき。
- (3) 前2号に規定する場合のほか、嘱託職員としての適格性を欠くとき。
- (4) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (5) その他社協の業務上やむを得ない理由が生じたとき。

2 会長は、前項の規定に該当する嘱託職員を解嘱しようとするときは、その理由を記載した書面を該当嘱託職員に交付しなければならない。

(希望退職)

第10条 嘱託職員は、自己の都合により退職しようとするときは、その退職しようとする日の1か月前までに退職願を会長に提出しなければならない。

2 嘱託職員は、退職を願い出た後も承認があるまでは、従前どおり勤務しなければならない。

(その他の退職)

第11条 嘱託職員は、次の各号の一に該当するときは、退職したものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 嘱託期間が満了し、更新されないとき。

第4章 勤務

第1節 勤務時間、休憩時間及び勤務を要しない日等

(勤務時間等)

第12条 嘱託職員の勤務時間は休憩時間を除き一週間につき35時間以内とする。

2 休憩時間は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合において少なくとも

45分、8時間を超える場合において少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

3 勤務を要しない日及び休日については社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）を準用する。

（時間外等の勤務）

第13条 嘱託職員の勤務時間外、勤務を要しない日及び休日の勤務については、職員就業規則を準用する。

第2節 有給休暇

（休暇の種類）

第14条 休暇の種類は、年次休暇及び特別休暇とし有給とする。

（年次休暇）

第15条 嘱託職員の年次休暇については、職員就業規則を準用する。

（特別休暇）

第16条 会長は、嘱託職員が特別の事情のため勤務することができない場合は、職員就業規則を準用し、特別休暇を与えることができる。

（休暇の手続）

第17条 嘱託職員は、年次休暇又は特別休暇を受けようとするときは、あらかじめ休暇願簿によって会長に願い出なければならない。

第3節 出張

（事務局職員の旅費に関する規定の準用）

第18条 嘱託職員の出張については、社会福祉法人新座市社会福祉協議会役員、非常勤職務者及び事務局職員の旅費に関する規程を準用する。

第5章 給与

（給与の種類）

第19条 嘱託職員に支給する給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた額とする。

3 手当は、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、休日給及び退職手当とする。

（給料月額の設定）

第20条 給料は、月額とし、その者の年齢、経験、職務内容、学識及び技能等を勘案して会長が定める。

2 給料は、別表第1のとおりとする。

(給料の支給)

第21条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとし、給料月額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月20日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日を支給日とする。

第22条 新たに嘱託職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 嘱託職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

3 嘱託職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

4 前2項の規定により嘱託職員に支給する給料は、前条第2項の規定にかかわらず、支給日前であってもこれを支給することができる。

5 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の減額)

第23条 嘱託職員が会長の承認を得て年次休暇又は特別休暇により休務した場合若しくは業務上負傷し、又は疾病にかかり欠勤した場合を除き欠勤し、勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額して給料を支給する。

2 前項の場合において、その勤務しない日が給与期間の前期間にわたるときは、その勤務しない期間の給料月額は、全額これを支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、前条にあっては給料の月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とし、第26条にあっては給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に第12条の規定により定められたその者の勤務時間を5で除して

得た時間（社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員育児・介護休業等に関する規則第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員にあっては同項の規定により定められたその者の勤務時間）を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給料を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

3 給料の減額の基礎となる時間数は、その月の勤務しなかった全時間数によって計算するものとし、この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

（通勤手当）

第25条 嘱託職員に支給する通勤手当は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）を準用する。

（時間外勤務手当）

第26条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた嘱託職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第24条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が1か月について60時間を超えた嘱託職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前項の規定により時間外勤務手当を支給すべき嘱託職員に対して、会長が別に定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外代休時間」という。）として、会長が別に定める期間内にある第12条第1項に規定する勤務日（第12条第3項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

4 前項の規定により時間外代休時間を指定された嘱託職員は、当該時間外代

休時間には、特に勤務することを命じられる場合を除き、勤務時間においても勤務することを要しない。

- 5 第3項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に嘱託職員が勤務しなかったときは、第2項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時まで間である場合は、100分の175）から第1項及び第28条に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することを要しない。

（期末手当）

- 第27条 期末手当については6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員に対して別表第2の定める割合を乗じて得た額を支給する。

（休日給）

- 第28条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた嘱託職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第26条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の135を休日給として支給する。

（退職手当）

- 第29条 嘱託職員に支給する退職手当については、別に定める。

第6章 安全衛生、災害補償及び懲戒

（安全衛生等）

- 第30条 嘱託職員の安全衛生、災害補償及び懲戒については、職員就業規則を準用する。

第7章 無期労働契約への転換

（無期労働契約への転換）

- 第31条 期間の定めのある労働契約で雇用する嘱託職員のうち、通算契約期間が5年を超える嘱託職員は、無期労働契約転換申込書を会長に提出することにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

- 2 前項の通算契約期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとし、現在締結している有期労働契約については、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が連続して6か月以上ある嘱託職員については、それ以前の契約期間は通算契約期間に含めない。
- 3 この規則に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した嘱託職員に係る定年は65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

第8章 雑則

(弁償責任)

第32条 嘱託職員が、故意又は重大な過失により社協に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を弁償させることがある。

- 2 前項の弁償額は、理事会において決定するものとする。

(準用)

第33条 この規則に定めのない事項又は疑義ある事項については、職員就業規則及び職員給与規程に準じて、会長が決定するものとする。

附 則 (平成5年1月19日理事会承認)

- 1 この規則は、理事会の承認を得た日から施行する。
- 2 この規則は、理事会の承認を得た日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

ただし、改正後の規則第12条及び第15条の規定は、平成5年4月1日から適用する。

- 3 平成4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の規定により、その受ける号給に異動があった職員の改正後の規則の規定による当該適用又は、異動の日における号給及びこれを受けるとなる期間は、会長の定めるところによる。
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 5 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。ただし、改正後の規則第29条の規定は、平成7年10月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、理事会の承認の日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会嘱託職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月21日会長専決）

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年8月29日から施行する。ただし、改正後の規則第20条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規則は、平成30年2月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

一般事務職員

号給	月額
1	131,300円
2	133,600円
3	135,900円
4	138,200円
5	140,500円
6	143,200円
7	145,900円
8	149,000円
9	152,100円
10	155,100円
11	158,200円
12	163,500円
13	168,900円
14	172,400円
15	176,000円
16	179,900円
17	183,800円
18	186,800円
19	189,900円
20	192,900円
21	195,900円
22	198,800円
23	201,800円
24	204,800円
25	207,800円

※支給日は、社協職員に準ずる。

社会福祉士

号 給	月 額
1	174,900円
2	182,700円
3	188,800円
4	194,600円
5	200,400円
6	206,300円
7	211,200円
8	216,100円
9	220,900円
10	224,900円
11	228,700円
12	232,300円
13	236,000円
14	239,500円
15	243,100円
16	246,600円
17	250,200円
18	253,800円
19	257,400円
20	261,000円
21	264,600円
22	268,200円
23	271,800円
24	275,400円
25	279,000円

※支給日は、社協職員に準ずる。

別表第2（第27条関係）

期末手当

- 1 支給額は、次のとおりとする。

6月支給 1か月の給料月額×80/100×期間率
12月支給 1か月の給料月額×130/100×期間率

- 2 期間率は、次のとおりとする。

勤務時間	割合
6か月以上	100/100
6か月未満5か月以上	80/100
5か月未満3か月以上	60/100
3か月未満1か月以上	30/100
1か月未満	0/100

- 3 支給日等は、一般職員に準じる。

様式第 1 号（第 3 1 条関係）

無期労働契約転換申込書

（提出先）

新座市社会福祉協議会会長

申出日 年 月 日

申出者 課

氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年を超えますので、労働契約法第 1 8 条の規定に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

様式第2号（第31条関係）

無期労働契約転換申込受理通知書

様

年 月 日

社会福祉法人
新座市社会福祉協議会
会長

あなたから、 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので通知いたします。